学術情報基盤オープンフォーラム2025（2025/06/17）		
研究データポリシー策定の次の一手を考える ～AXIES-RDM部会合同企画～		
	ご質問	回答
質問①	研究データ10年保存の実効性について、各大学が提供できるストレージは一人あたり多くても数TBだと思います。大規模データを取り扱う研究室において、実効的な管理を実現するには、機関としてどのような手を打つのが良いとお考えでしょうか。	おっしゃる通り，機関が，すべての所属研究者に対して容量制限なくストレージを提供することは，機関の財政事情により困難なことが多いと思われます。 その場合は，研究者側にストレージ費用を負担していただくことになると思いますが，たとえば，クラウド利用契約を機関として締結し，個々の研究者の契約や請求書処理などの手続きを簡素化し，機関全体としての利用に対するボリュームディスカウントを得るなど，直接・間接コストを削減することも，ひとつの策として考えられるのではないかと思われます。
質問②	研究室によっては1つの研究室でペタバイトクラスの研究データを有する研究室もあるなか、一般的な「3-2-1バックアップルール」に基づき、機関全体で 一元的に管理するのは事実上不可能と思われますが、どのような方法を採るべきでしょうか。また、研究データ公開の観点からは、そのようなデータを公開 領域に置いておくことも事実上不可能と言えると思いますし、研究データ管理ストレージとの二重運用も、オブジェクトストレージのマニフェスト設定上難しいと考えていますが、そのあたりどのようにシステムを考えていけばよいでしょうか。	①の質問の答えと重なりますが，バックアップも含めて，機関がすべてのストレージを提供することは，現実的には難しいと思います。①でも述べたように，クラウドサービスを使うための手間や費用を下げる策を施し，そのうえで，バックアップ用のストレージは安価なストレージサービスの利用を検討するなどは考えられると思います（それでも，ペタバイトクラスだとバックアップを取ることは難しいとは認識しております）。
質問③	機微なデータをクラウドで扱うための仕組みとして 「SINETクラウド接続サービス」という、SINET経由でクラウドと機関を直結し、事実上機関内扱いとす るサービスはありますが、それほど沢山のクラウドサービスが対応している訳でもなく、サービスによっては「インフラとしての」クラウドサービスでは対応していながら、実際に動いているサービスは対応しないような事例もありますし、汎用性はあまり良くありませんが、機関全体で契約し、各部局に小分けするような工夫も必要になっていくのでしょうか。	①と②の回答にも記している通り，機関全体での契約は，十分に検討に値すると考えられると思います。
質問④	長井先生に質問です。主語はすべて「本学は」として、機関として責任を持つということをお示しになったとのことですが、もしトラブルが生じたときに実際に責任対応を取るのはどなたを想定されていらっしゃいますか？本学では機関として責任を取るときに誰が責任を取るか？と議論になったため、お伺いするものです。	責任の所在につきましては、資料の１０ページ目に示したように、タスクに応じて決めております。 ただし、「ポリシーの説明で申し上げましたように、対外的に大学が責任を持つ」ということを強調して、申し上げております。事故発生時において、学外者の視点からは、誰が対応するかよりも、素早く、的確な対応をすることが重要であり、各学内においては、まずはその観点から議論をして、対応方法を準備することが、コンプライアンス上、求められるのではないかと思います。